

保育計画書

令和5年度

(2023年4月～2024年3月)

社会福祉法人 太陽福祉会

水俣さくら保育園

1、水俣さくら保育園の保育

園における保育活動は次に挙げるとおり実践する。

(1) 保育の理念 = 保育において大切にされること

- 一、子どもの生命を守る。
- 二、子どもの人権と人格を、何よりも尊重する。
- 三、一人ひとりの子どもに深い愛情を持つ。
- 四、子どもとその家庭にしっかり寄り添う。

(2) 保育の目的 = なんのために保育を行うのか

～全ての児童の現在と未来における幸福を実現する～

「子どもたちが 今、 生きる喜びを実感し、
未来への明るい夢を持ちつつ成長し大人となり、
将来、平和で安定した社会を造り、
自らも幸福を感じつつ生きていくための
本当に必要な資質を身に付けた 人となること」

(3) 保育目標 = 日々の保育活動で目指すこと

「子どもの思いを大切に

～明るくすなおで活力ある人に～」

- 一、心身ともに健康で、情緒が安定していること
- 二、友だちを大切にし、元気に遊ぶこと
- 三、人や物に愛情をもって接すること
- 四、よく見、よく聞き、よく考え行動できること
- 五、体験や経験を通して、豊かな表現ができること

(4) 保育の方針 = 保育実践の方向性

保育の理念に基づき、保育目標を達成し、保育の目的を実現するために次を保育の方針として保育を実践する。

- 一、子どもが一人の人間であることを常に尊重し、人としての尊厳を傷つけることが絶対無いように心がけ、その上で保育の目的を達成するために必要な活動を行なう。
- 二、日常保育において子どもをしっかり見つめ、思いを受けとめ、さらに大人としての保育者の思いも正しく伝える。
- 三、子どもや保護者との信頼関係を大切にし、家庭的な雰囲気の中で子ども一人ひとりが安心してゆったり過ごせるようにする。
- 四、子ども一人ひとりの課題を的確に把握し、それぞれの発育過程を尊重しながら保育する。
- 五、様々な人や事象との交流や出会いを大切にし、多くの体験をする。

◎ 令和5年度において特に心がけること。

☆ 引き続きコロナ禍への対応は必要と思われる。衛生管理の徹底、日常保育の工夫、行事の工夫、保護者との緊密な連携などを進めていく。(末尾に記載)

☆ 個々人の持っている価値観が多様化した現代においては、保育者自身が持っている価値観のみに基づいた保育では必ずしも子どもたちの幸福につながる、とは言い切れないもどかしさを含み持っている。しかし、子どもたちの幸福に現在と未来において関わることを自明している以上は根本的な部分での柱もしくは土台となる考え方が必要となる。以下にその基本的な考え方を挙げ示す。水俣さくら保育園における保育は全てこれらの考え方に基づき行われる。

＜将来の幸福観につながる導きと多様な体験の積み重ね＝人生の指針（心）と生きる力＞

～単なる『楽しさの提供』ではなく『何を楽しいと感じるか』への導き～

「価値の多様化」と言われて既に久しいが、実際に人が生きていく上で唯一認められる価値は「幸福観」ではないか。価値の多様化とはつまり「幸福観の多様化」。人生の究極の目標は「幸福を感じつつ生きる」ことで、そのために様々なことに努め、務め、勤める。時代の変化に連れて、その幸福の考え方が人それぞれ違うこと、あるいは違って

構わないようになってきたことが「価値の多様化」と表現されてきたようだ。しかし実は社会の変化だけでなく、個々人のその成長や環境の変化によっても幸福感は変わり続けるものだ。生まれたばかりの時の幸福（快）、幼年期の幸福（楽しさ）、少年期、青年期・・・と何が楽しく、何を幸福と感じるかは変化していく。もちろん変化しないものもある。そういう視点で子どもたちにとっての今現在の幸福と将来の幸福につながる幸福観の獲得に導いていくことが、今現在子どもたちの育ちに関わる我々大人の大事な務めと考える。どのようなことに楽しさを感じ、どのようなことを幸福と感じるのか。多様化してしまった「幸福観」の中で、その多様性を含め我々の信じる方向に自信を持って導いていきたい。どのような幸福観を獲得するかでどのような人生を進むのかが決まってくる。つまり幸福観は人生の指針となる。

～未来を力強く生き、幸福を実現するための力の基礎を身に付ける～

「現実の社会は様々な事象が、規則的、あるいは不規則に存在しており、予測が可能な場合もあるが全く予測不可能な場合もある。そのような社会の中で自己を保ちたくましく生きていくためには、それに対応できる力を身に付けていなければならない。そのために重要なことが「基本的生活習慣の定着」と「多様な体験の積み重ね」であると考えられる。基本的生活習慣の定着によって身に付く力と、様々な種類の体験によってしか得られない力の双方が将来に必要な力の源となるだろう。生活（日常）としての保育と行事等（非日常）としての保育がその関係にあると言える。日常の生活によって身に付いた力が、非日常の活動の裏付けになり、その非日常の活動での体験で身に付けたものをさらに日常の生活に反映させ活かし、定着させ、力とする。そういった相互の関連の中で様々な事象に対応できる力が身に付くと考えられる。その上で、日常で身に付いた力は今日から子どもたちの役に立つ力であるが、非日常で身に付けたものは未だ力とは成りきっておらず、すぐに役に立つものではないものも多いだろう。しかし、それは必ず将来、様々な場面で自分を助けてくれる力となる。きっと人生を生き抜く力になるに違いない。その点に特に意を払いながら保育、諸活動を進めて行く。

～幸福観と生きる力の関係～

望ましい幸福観を手に入れることができても、現実として幸福を実現するためには、社会の中で自立し生活していく基本的な能力が必要不可欠となる。能力が備わっていてもその能力を何のために発揮していくのか、その向かうところで真の幸福にたどり着くかどうかが変わってくる。幼児期においてその双方の基礎をしっかりと身に付けることを目指して、日々の保育を進めていきたい。

～「たくましき天使」を心の中に～

子どもたちが将来大人となって、様々な場面で迷い、悩むことがあるだろう。その時ややもすると「悪魔のささやき」が望ましくない方向へ連れて行こうとするかもしれない。そこにブレーキをかけ正しいと思われる方へ導いてくれるのが「天使のささやき」だろう。それは自分の心の中に住んでいる天使だ。その天使こそが幼児期に生まれた生きる力の基礎そのものと考えられる。間違った方向へ行かないように自分自身を導くのは自分自身だということ。そしてその天使は悪い誘惑に負けてしまうような弱々しいものであってはならない。悪魔に立ち向かい打ち破るたくましさを持っていなければならない。子どもたちの心の中にその天使を住まわせ、たくましく育てること、それこそが保育の使命だと信じる。子どもたちの心の中に「たくましき天使」を育てることを目指す。

◎ 保育の方向性

▽保育の連続性：

保育における活動によって会得していくものが0才から年長まで年齢に沿って連続し、年間においても一貫性があること。それにより子ども自身、保育者、家族等も成長をより強く実感することができるだろう。そしてそのことが卒園後の生活における順調な成長につながるものと期待する。

▽保育としての生活：

生活全般を保育と捉え、自然と展開される生活の中で身に付くこと、成長を保育課程の中に有意に位置づける。同時に子どもたち自身が「役に立った」、「成長した」という実感を持てるような工夫をし、大人から子どもたちへの「ありがとう」、そして「大きくな

ったね」何か「できるようになったね」「うまくなったね」という言葉が自然と出てくるような生活とすることで子どもたちの幸福感と有用感を醸成し、次への意欲につなげる。

※ 保育と生活の考え方：

保育とは子どもたちが行なうものではなく、保育者、保育園等大人の側が行なうものであって、子どもたちが主体となるのが生活である。よって保育＝生活という論は言葉が足りない。どのような生活をおくらせることができるかを工夫するのが保育である。生活の中の結果から、保育の成果とみなし拾い集める手法は正しいとは思えない。日常の生活を通じて何を実らせようとするのかを明確にしなければならぬし、それがきちんと結実したのかどうか、どの程度実を結んだのか、を確かめることも保育の大事な使命の一つだろう。

▽受容と要求：心のキャッチボール

言葉によるコミュニケーションを主として、個々の子どもとじっくりと向き合い、子どもの思いをしっかりと受けとめることが最も重要となる。しかし受けとめるだけでは真のコミュニケーションとはならない。大人の思いや価値観もきちんと渡し、伝えていくことにより、受容だけでは育たない本当の強さ、価値観の芽を持たせることができる。適切な言葉を選択し日常において受信と発信の双方を心掛ける。時と場合によってはあえて指示、規制、拒否などを行なうことも必要だろう。それが人として生きていくために必要な意志そして望ましい価値観を身に付ける素地を培うだろう。主張、要求と受容のバランスを適正にとらせることにより、それが他者との良好な関係（受容、協調）保持へとつながり、さらに将来幸福な社会生活を送るためのたくましく健やかな成長へとつながることを期待する。

▽職員各々がそれぞれの持てる能力をいかんなく発揮できるよう、個々を尊重しつつ一致団結した保育園運営を目指す。

▽現在の幸福と将来の幸福の関係

現在の幸福と将来の幸福は相関関係にあり、どちらも独個としてあるものではない。将来の自分に幸福な姿を想像できなければ、第三者から見てどんなに幸福に見えても本人に真の幸福感は抱けないだろうし、実際に成長した時点で結果として幸福感を得られなければ、思いだす幼少期の思い出も幸福なものとは認識できないだろう。保育の理想は結果としてのみの幸福ではなく、幼少期における生活での幸福感の実現とその上に抱く将来へ希望、そして成長した後結果としての幸福感の獲得と同時に幸福な幼少期の思い出を手にする事。それにより自らの家族を持ち、我が子を育てたい、と心から思える人となり生きていくことだ。

(5) 保育時間

園における保育実施時間は次のとおりとする。

▽保育標準時間： 7：00～18：00
(18：00～18：30を延長保育時間とする。)

▽保育短時間： 8：00～16：00
(8：00以前及び16：00以降の希望があれば利用料を徴し延長保育として実施する。)

原則として1人当たりの保育時間を標準時間認定児童については8：00から17：00までの8時間、短時間認定児童については9：00～15：00の6時間とし、それぞれ上記保育実施時間の間で必要な時間とする。これまでは家庭での育児の時間を確保について配慮してきたが、保護者に強いストレスが感じられたりするようなケースでは保育園において延長して保育することも避けるものではない。延長保育を実施するため、職員は時差出勤制をとり対応する。

(6) クラス編成

園においては原則として次の通りクラスを編成し各組に担当保育士を配置し保育を実施する。

▽もも組＝0才～2才児 通常0才～1才児はたまごグループ、2才児はひよこグループとするが、個々の発育等の状況により異なるグループでの保育となることがある。

▽ゆり組＝3才児 通常は3才児のクラスとして保育するが4～5才児との混合縦割りグループでの活動も行う。

▽きく組＝4～5才児 日常4, 5才混合で2つのグループ（ぐりグループ、ぐらグループ）に分けた縦割り保育を行なうが、活動の内容等により年齢ごとに分ける、もしくは4, 5才合同で実施する場合がある。

※ 保育活動の内容や目的に応じて、柔軟に対応する。

(7) 日常の中で様々な体験に導く保育

◎ 環境育活動 18年度開始

環境に目を向けた活動（環境の日）：18年度途中より環境に関する興味を喚起し身近な環境保護に関する活動を行うようにした。それにより人をはじめすべての生き物、物へ優しく接する気持ちを育てていく。

◎ 絵本の活用

園内では良質の絵本を数多く準備し、毎日の生活の中、いつでも好きな時に好きな絵本に触れることができる環境を整える。保育活動においてもすぐに絵本が活用できる環境にあり、読み合わせの時間をできるだけ多く持てるよう工夫する。

<くようこそみなよむ号>（水俣市移動絵本館の活用） 絵本の活用の一環として毎月1回の「みなよむ号」により、全園児、職員ともに一緒に絵本を存分に楽しむ機会と時間を設けると同時にみなよむ号運用される市立図書館職員の方との触れ合いも体験する。年度ごとに水俣市立図書館に派遣申請を行う。

◎ 外部指導者による体育指導（体育教室）

引き続き「太陽スポーツクラブ」の講師による体育指導を行う。本年度は特に児童の基礎的な体力、巧緻感覚の発達を助けることを目指し、講師との協議により体幹の強化を促すような活動を多く取り入れたいと考える。

◎ 童具を用いた積木及び造形遊び（積木・造形遊びの日）

「積木・造形遊びの日」として、3歳児以上のクラスで（場合によって2歳以下も参加することもある）規模の大きな制作に時間をかけて取り組む活動を行なう。担当の保育士を配置し職員相互の研修も計画、実施し、活動内容の発展をみることを期する。

◎ 国際交流：異文化との出会い（英語であそぼう） 平成24年度開始

平成24年度より開始した国際交流活動も引き続き今年度も実施する。主に年長児による活動とするが、臨機により他の年令においても交流を図る。水俣市国際交流協会（MIFA）に加入する。

◎ 異年齢交流保育（なかよしデー） 平成16年度開始

異年齢児によって年間を通じて構成されるグループを中心として活動する異年齢交流保育事業「なかよしデー」。これまでに園児たちにより多くの経験をさせ、遊びに継続的な意識を持つことができ、活動に対して主体的に関わっていくことに一定の効果が認められるとの振り返りがあり今年度も引き続き実施していく。

◎ ノーテレビ・ゲームデー 平成16年度開始

原則として毎月1日を「ノーテレビ・ゲームデー」としてテレビを見ない、テレビ等を用いたゲーム類をしない日とした活動を今年度も実施する。平成22年度より保等小中学校連携の活動の一つとして位置づけて実施することになり、「ノーテレビ・ゲームデー」とした。

◎ ちびっこ農園（食育、環境育関連） 平成15年度開始

農園は園より200mほどの距離があるので散歩にも適し屋外活動の一つとして、また自分で野菜を植え、育て、収穫し食するという経験をするにより生命の尊さや、食べることの大切さ、楽しさなどを実感できるようにする。

◎ いい朝いい挨拶の日 平成19年度開始

毎月11日を「いい朝いい挨拶の日」として設定し、平常にも増してお互いに気持ちよく挨拶を交わすように心がけ、働きかけていく。保小中連携の取り組みとしても位置付け、この日を中心として、職員など大人も含め日常のあらゆる場面においていい挨拶を基に良好な人間関係が作られ保たれることを目指す。

◎ クラブ活動

各団体の指導を得て協力・連携の体制のもと、児童に多様な経験の機会を持たせることと同時に、クラブ活動という形式をとることにより集団の中での自己の存在感と責任感を感じ、仲間と一緒に努力しやり遂げる喜びを実感し、将来への生きる力の基礎となるようクラブ活動に参加する。

▽幼年消防クラブ 昭和58年結成

水俣芦北広域消防本部の指導のもと、水俣さくら保育園幼年消防クラブを結成し活動する。防火防災、安全についての知識、意識を持てるよう働きかけ、同時に保護者への啓蒙も合わせておこなう。

▽幼児交通安全クラブ 昭和55年結成

幼児期から交通安全への意識を持つように指導し、また毎月1回交通訓練を行い、事故から自分で自分を守る力を身に付けるようにする。また、便り等を作成し、保護者への安全意識の啓蒙も合わせて行なう。

(8) 個々のニーズに応え実施する保育

◎ 延長保育事業

7:00から18:30の開所時間の中で、保護者・児童の状況により延長保育を実施する。11時間30分の開所時間に対応するため職員は時差出勤する。実施に伴い所管行政には30分延長に応じた補助金の交付を申請する。保育短時間認定児童が延長保育を利用する場合には運営規程に定める利用料を徴収する。

◎ 特別支援保育事業（障がい児保育）

心身の発達、特性上の理由で特別の支援を要する児童について、保護者の要望を踏まえて特別支援保育を行なう。職員はこれまで多くの研修を積み、長年の実務の中で貴重な実績を重ねてきており、さらにそれが園の機能として蓄積され発揮されるよう配慮し、日常の保育の中で保育所として実行できる本園の特別支援保育は高い質を維持できている。令和4年度においては2名該当する園児が継続入所予定。

◎ 乳児保育事業

乳児保育についてはこれまで多くの研修会等に参加し、長年の実務の中で研鑽を積み、さらに自らも母として育児を経験してきた高い資質を持つ保育士が複数名おり、家庭的な雰囲気の中で乳児が安心、安全に過ごしつつ、良好な成長を促す充実した保育を実践できている。今後もさらに、児童一人ひとりをしっかりと見つめる保育を行いながらさらに専門的な知識、技術の取得を図りより良い乳児保育の実現に努める。

(9) 地域との関わりをもって実施する保育活動（地域活動）

園と地域との関わり、働きかけは一方通行ではなく双方向によってお互いに良い影響を与え合うことでそれぞれに益するものとなる。その考えに基づき、地域貢献活動自主事業として以下のとおり実施していく。

▽子育て支援事業 昭和59年度開始

地域の子育て家庭への育児講座を実施する。また子育て相談用の電話回線を用意し、気軽に相談できる体制を作る。

▽伝統芸能伝承活動事業 昭和57年度開始

「水俣の棒おどり」の伝承活動を、地域活動事業水俣さくら保育園の独自の事業として「水俣の棒おどり保存会」の協力を得ながら引き続き実施していく。

▽小・中学生に対する伝統芸能伝承活動 平成7年度開始

地域活動事業の一環として行ってきた小学生を対象とした「棒おどり同好会」による棒おどり伝承活動を今年度も引き続き独自の事業として実施する。活動は原則として第2、第4土曜日の午前中とする。

また中学生等に対する指導についても要請等があれば可能な限り応じ、保育業務に支障の無い範囲で園以外での指導にも必要な職員を派遣することとする。

▽子育て広場 平成27年度開始

在園児に限らず、他園に通園中の子どもも含め広く地域において子育て中の家庭を対象に子育て広場を開設し、子どもと保護者の居場所を提供し、子育てを支援する。不定期に子育て情報を発信する。